平成３０年（フ）第９号
広島県福山市草戸町３丁目６番19号　レオパレス福山204
債務者　川越　真美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２２７号
青森県下北郡佐井村大字佐井字中道47番地１
債務者　田中　良二
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
青森市大字石江字江渡９番地125
債務者　野坂　朋子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
青森市長島４丁目18番４号　ハッピーサークルハウス201号
債務者　福井　俊哉
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
青森市大字浜田字玉川148番地２　メゾンエスケー103号
債務者　藤島　悠
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６２号
名古屋市千種区東山通５丁目67番地の２　東山団地802号、従前の住所名古屋市千種区春里町４丁目21番地の２
債務者　大石　修身
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６３号
名古屋市千種区東山通５丁目67番地の２　東山団地802号、従前の住所名古屋市千種区春里町４丁目21番地の２
債務者　大石　文子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７３０号
名古屋市港区木場町９番地の７　南木場荘１棟1109号
債務者　本庄惠美子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７３１号
名古屋市港区木場町９番地の７　南木場荘１棟1109号
債務者　本庄　昭広
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５２号
名古屋市南区戸部町４丁目３番地　三菱戸部社宅Ｄ棟23号
債務者　中村　由依（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３号
山口市若宮町８番22―15号　アンフォーラ若宮202号、前住所山口市阿東徳佐下2087番地２
債務者　木村　恵梨（旧姓安澤）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
函館市上新川町３番１号　満寿荘　10号室
債務者　空　　武史
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２４号
函館市高丘町39番５号　フレンド高丘２202号
債務者　晴山　康一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡148番地、住民票上の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字西原13番地の170
債務者　大友　真央
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第２００号
山形市松栄２丁目６番７号
債務者　櫻庭　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２１号
山形県上山市高松31番地、前住所神奈川県秦野市落合507番地の１　レオネクスト開戸104号
債務者　土屋　宣博
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
山形地方裁判所民事部